



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
7月7日  
第425号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則 (住宅課)	1
○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (医療福祉推進課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	3
道路区域の変更 (道路保全課)	3
道路の供用開始 (道路保全課)	4
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 (中小企業支援課)	5
令和6年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告 (モノづくり振興課)	5
一般競争入札の公告 (警察本部会計課)	6
落札者決定の公告 (教育総務課、警察本部会計課)	8
○ 雑 報	
滋賀県市町村職員共済組合令和4年度決算の要旨の公告	9

## 規 則

滋賀県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第44号

### 滋賀県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県宅地造成等規制法施行細則 (昭和42年滋賀県規則第45号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1条中「宅地造成等規制法 (」を「宅地造成及び特定盛土等規制法 (」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に改め、「。以下「政令」という。」を削り、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改め、「。以下「省令」という。」を削る。

第2条中「第6条第1項 (法第18条第2項) を「第7条第1項 (法第24条第2項および法第43条第2項) に、「同条第2項」を「同項」に改める。

第3条中「法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律 (令和4年法律第55号。以下「令和4年改正法」という。) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正法による改正前の宅地造成等規制法 (以下「旧法」という。))」に、「省令」を「令和4年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和5年農林水産省・国土交通省令第3号) による改正前の宅地造成等規制法施行規則 (以下「旧省令」という。))」に改める。

第4条第1項中「省令」を「旧省令」に改め、同条第2項中「法」を「旧法」に改める。

第5条中「法」を「旧法」に改める。

第8条第1項中「法」を「旧法」に、「省令」を「旧省令」に改める。

第9条第2項および第10条中「法」を「旧法」に改める。

第11条第1項中「政令第16条第1項」を「令和4年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)による改正前の宅地造成等規制法施行令(以下「旧政令」という。)第15条第1項」に、「政令第5条」を「旧政令第6条」に改め、同条第2項中「政令第16条第2項」を「旧政令第15条第2項」に、「附加する」を「付加する」に改め、同項第1号中「政令」を「旧政令」に改め、同項第3号中「政令第14条第1項」を「旧政令第13条第1項」に改める。

別記様式第1号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「第4条第1項、」を削り、「または第18条第1項」を「、第6条第1項、第24条第1項または第43条第1項」に改める。

別記様式第4号および別記様式第5号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第7号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、「建設業登録 年 月 日 第 号」を削る。

別記様式第8号正中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、「建設業登録 年 月 日 第 号」を削り、同様式副中「滋賀県宅地造成等規制法施行細則」を「滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改め、「建設業登録 年 月 日 第 号」を削る。

別記様式第9号中「滋賀県宅地造成等規制法施行細則」を「滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改め、「建設業登録 年 月 日 第 号」を削る。

別記様式第10号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県宅地造成等規制法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第288号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護ステーション リヤンド大宝	栗東市糺八丁目19番31号	HMS株式会社 代表取締役 菅波健二	東京都港区芝大門二丁目5番5号	訪問介護	令和5.7.1	2571200985
デイサービスセンター リヤンド栗東	栗東市野尻121番地2	HMS株式会社 代表取締役 菅波健二	東京都港区芝大門二丁目5番5号	通所介護	令和5.7.1	2571200993

滋賀県告示第289号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

		申請者の名称およ				
--	--	----------	--	--	--	--

事業所の名称	事業所の所在地	び代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
東和訪問介護ステーション	栗東市糺八丁目19番31号	株式会社東和ケア 代表取締役 菅波健二	東京都港区芝大門二丁目5番5号	訪問介護	2571200738	令和5.6.30
東和デイサービス野尻の家	栗東市野尻121番地2	株式会社東和ケア 代表取締役 菅波健二	東京都港区芝大門二丁目5番5号	通所介護	2571200761	令和5.6.30

滋賀県告示第290号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
健生館	彦根市東沼波町1103-13	株式会社KENZ	米原市長岡1587番地	共同生活援助	2520200185	令和5.6.30

滋賀県告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年7月7日から令和5年7月21日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域					
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考	
県道	大津南郷宇治線	大津市石山外畑町字大平109番4地先から	変更後	最小 10.5m } 最大 21.9m	97.5m	管理界の変更に伴う道路区域の変更	
		大津市石山外畑町字大平110番5地先まで	変更前	最小 34.0m } 最大 48.4m	97.5m		
		彦根市肥田町字五方920番3地先から	変更後	最小 7.2m } 最大 11.2m	102.3m		道路改良工事(歩道整備)に伴う道路区域の変更
			彦根市肥田町字五方913番4地先まで	変更前	最小 7.0m } 最大		

神郷彦根線	彦根市肥田町字五方920番3地先から	変更後	7.4m 最小 7.2m 最大 12.8m	239.0m	道路改良工事(歩道整備)に伴う道路区域の変更(重用)稲枝沢線 L=239.0m
	彦根市肥田町字塚乞手887番1地先まで	変更前	最小 7.0m 最大 10.5m	239.0m	

滋賀県告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月7日から令和5年7月21日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大野木志賀谷長浜線	長浜市永久寺町字塚町903番1地先から 長浜市永久寺町字向イ田1067番1地先まで	令和5.7.7	L=478.1m
多賀醒井線	犬上郡多賀町大字河内字棚谷489番1地先から 犬上郡多賀町大字河内字棚谷492番地先まで	令和5.7.14 9時	L=68.4m

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する同条第1項)の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 お宝発見水口店 甲賀市水口町北泉一丁目131ほか
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から20時まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から20時30分まで
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から25時まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から25時30分まで
- 3 変更年月日 令和5年6月24日
- 4 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社チェンジ 福岡県久留米市中央町1番地1-3302 代表取締役 長瀬功
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,631㎡
  - (3) 駐車場の収容台数 80台
  - (4) 駐輪場の収容台数 18台
  - (5) 荷さばき施設の面積 40平方メートル
  - (6) 廃棄物等の保管施設の容量 23.93立方メートル

- (7) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所  
(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 5 届出年月日 令和5年6月16日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
- (2) 縦覧期間 令和5年7月7日から令和5年11月7日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和5年11月7日  
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)八日市ファッションモール店 東近江市八日市東本町335番1
- 2 意見の概要 東近江市からの意見
- (1) 工事および事業活動に起因する騒音、振動、水質汚濁、<sup>じん</sup>粉塵、電波障害、その他の苦情が出た場合は、事業者の責任において速やかに対応の上、解決すること。
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)および振動規制法(昭和51年法律第64号)に定める特定建設作業に該当する場合は、作業開始7日前までに届け出ること。
- (3) 隣接の市道・市有道路に影響がある場合、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく許可を得ること。
- (4) 隣接の法定外公共物に影響がある場合、東近江市法定外公共物管理条例(平成17年東近江市条例第242号)に基づく許可を得ること。
- (5) 東近江市開発行為に関する指導要綱により協議の上、同要綱に基づく協定を締結されたい。
- (6) 当該区域は、東近江市景観計画において市街地ゾーンに該当するため、建築物の延床面積の合計が1,000平方メートルを超えることから、建築行為に関する景観計画区域内行為届出書を提出すること。また、計画に示す景観形成基準を確認の上、良好な景観形成に努めること。
- (7) 屋外広告物を表示(設置)する場合は、東近江市屋外広告物条例(平成30年東近江市条例第18号)の規定に基づき、良好な景観形成に配慮すること。なお、同条例に基づく許可が必要な場合(事業地内において、広告物の表示面積の合計が10平方メートルを超えるとき)は、屋外広告物許可申請書を提出すること。
- (8) 公共交通利用者の利便性確保のため、敷地内に線バス(御園線)およびコミュニティバスの停留所設置に協力を願いたい。
- (9) 周辺の防犯対策として、店舗設置敷地内にLED防犯灯や防犯カメラの設置を検討するなど、防犯対策を徹底すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号
- (2) 縦覧期間 令和5年7月7日から令和5年8月7日まで

### 令和6年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告

令和6年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験を次のとおり行います。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 養成科目 大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科およびデザイン科

## 2 募集人員

- (1) 秋試験 各科合わせて10名程度
- (2) 冬試験 各科合わせて若干名(秋試験の選考結果により冬試験を実施しない場合があります。)

## 3 研修場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場

## 4 研修期間 各科とも令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 5 出願資格 県内在住者または県内において窯業に従事している者もしくは従事しようとする者

## 6 受講料 月額4,250円

## 7 選考方法

- (1) 面接試験
- (2) 作文
- (3) 適性検査

## 8 選考日時および場所

## (1) 選考日時

- ア 秋試験 令和5年11月8日(水)午前9時から
- イ 冬試験 令和6年2月7日(水)午前9時から

## (2) 選考場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場

## 9 出願書類

- (1) 願書(滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場において交付する所定の様式を使用すること。)
- (2) 履歴書(最近6か月以内に撮影した写真を貼付すること。)

## 10 願書受付期間および受付場所

## (1) 受付期間

- ア 秋試験 令和5年10月2日(月)から同年10月25日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は消印有効)
- イ 冬試験 令和6年1月9日(火)から同年1月26日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は消印有効)

## (2) 受付場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場

## 11 受験料 無料

## 12 研修生合格者の発表

- (1) 秋試験 令和5年11月下旬、本人宛て郵送により通知します。
- (2) 冬試験 令和6年2月下旬、本人宛て郵送により通知します。

## 13 問合せ先 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 〒529-1804 甲賀市信楽町勅旨2200-5 電話 0748-83-8700

-----  
一般競争入札の公告

滋賀県警察本部犯罪分析・捜査情報管理システム機器の借入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察本部犯罪分析・捜査情報管理システム機器(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年1月1日(月)から令和10年12月31日(日)まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参

加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品の供給等を行う体制が整備されている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および機能証明書

(2) 提出期間 令和5年7月20日(木)午前9時から同月26日(水)午後3時まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231 (内線2234)

(2) 契約条項を示す期間 令和5年7月7日(金)から同年8月7日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和5年8月7日(月)午後5時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和5年8月8日(火)午前10時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総貸貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented : Shiga prefectural police Headquarters Crime Analysis・Investigative Information management system, 1 set(Including the carry-installation work and maintenance)
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, August 7, 2023
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2234)

### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 案件名および数量 授業支援ソフトウェアの利用 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518
- 3 落札者を決定した日 令和5年6月28日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社L o i L o 代表取締役 杉山浩二 神奈川県横浜市中区北仲通四丁目40番地商工中金横浜ビル5階
- 5 落札金額 69,696,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年4月21日(金)

### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県警察本部統合OAシステム機器の借入(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和5年5月19日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社J E C C 専務取締役 依田茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 1,107,144,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年3月10日(金)



雑 報

滋賀県市町村職員共済組合令和4年度決算の要旨の公告

滋賀県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和4年度決算の要旨を公告する。

令和5年7月7日

滋賀県市町村職員共済組合理事長 小 椋 正 清

損益計算書(自令和4年4月1日、至令和5年3月31日)

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
負担金	5,748,080	14,666,860	765,447	103,491			207,687	192,199					21,683,764
掛金(保険料)	5,799,788	9,314,252	765,447					185,443					16,064,930
連合会交付金	1,025,382						89,184				91		1,114,657
利息及び配当金	70				5,519		8	10		1,036,420	1	1	1,042,029
その他の収入	21,553						822	940		94,872	11,036	146	129,369
他経理から繰入							39,131		16,549				55,680
前年度繰越支払準備金	743,102												743,102
計	13,337,975	23,981,112	1,530,894	103,491	5,519	0	336,832	378,592	16,549	1,131,292	11,128	147	40,833,531
給付	6,217,350												6,217,350
役員給与							131,529	32,210	7,257	30,726	4,400		206,122
厚生費							95	223,393		21	2		223,511
特定健康診査等費								31,851					31,851
旅費・事務費							15,590	2,643		2,141	471		20,845
委託費							2,854	4,559			91		7,504
賃借料							13,794	2,077		5,059	141		21,071
普及費							2,255	1,379		493	236		4,363
支払利息					5,519					797,832	5,519	124	808,994
負担金							20,191	5,350	8,799	5,209	722		40,271
連合会払込金	146,967	23,981,112	1,530,894	103,491			92,224						25,854,688
連合会拠出金	552,889												552,889
病床転換支援金	6												6
前期高齢者納付金	1,233,648												1,233,648
後期高齢者支援金	2,401,964												2,401,964
介護納付金	1,235,811												1,235,811
他経理へ繰入	39,131							16,549					55,680
その他の支出	4,129						23,034	29,981	26	55,679	784	22	113,655
次年度繰越支払準備金	892,582												892,582
計	12,724,477	23,981,112	1,530,894	103,491	5,519	0	301,566	349,992	16,082	897,160	12,366	146	39,922,805
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	613,498	0	0	0	0	0	35,266	28,600	467	234,132	△ 1,238	1	910,726

貸借対照表(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
流動資産	3,444,489	1,493,226	99,299	761	1,294		459,240	641,979	32,075	2,841,720	92,666	974	9,107,723
固定資産					510,000		9,010	110	1,548,088	84,795,693	823,354	21,542	87,707,797
繰延資産							37						37
資産合計	3,444,489	1,493,226	99,299	761	511,294	0	468,287	642,089	1,580,163	87,637,413	916,020	22,516	96,815,557
流動負債	22,210	1,493,226	99,299	761			12,375	19,295		82,903,216	176		84,550,558
固定負債	892,582				511,294		130,560	23,559	23,770	80,272	577,589	21,542	2,261,168
負債合計	914,792	1,493,226	99,299	761	511,294	0	142,935	42,854	23,770	82,983,488	577,765	21,542	86,811,726
資本剰余金													0
利益剰余金	2,529,697						325,352	599,235	1,556,393	4,653,925	338,255	974	10,003,831
欠損金													0
資本合計	2,529,697						325,352	599,235	1,556,393	4,653,925	338,255	974	10,003,831
負債・資本合計	3,444,489	1,493,226	99,299	761	511,294	0	468,287	642,089	1,580,163	87,637,413	916,020	22,516	96,815,557

